

## 死亡届を出された方へ(市税版)

市税（固定資産税・都市計画税、市県民税、軽自動車税）が課税されている方が亡くなられた場合、下記のお手続きが必要となります。詳しくは、各担当窓口へお問い合わせください。

項目	内容	担当窓口
固定資産税 都市計画税	<p>●<b>相続人代表者の届出</b> 亡くなられた方の名義で明石市に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している場合は、相続人代表者の届出が必要となります。 ※届出には法定相続人全員の自署が必要です。 ※他市町村に固定資産をお持ちの方は各市町村までお問合せください。 ※<u>相続登記とは別に届出が必要となります。</u></p>	<p>資産税課 土地担当 078-918-5015 家屋担当 078-918-5077 償却資産担当 078-918-5238 (西庁舎 2階)</p>
市県民税	<p>●<b>相続人代表者の届出</b> 下記に該当する場合、市県民税の賦課徴収及び還付に関する書類を受領していただく相続人代表者の届出が必要となります。 ・1月2日以降に亡くなられ、前年中の所得が一定額以上あった場合 ・亡くなられた後に税額が変更される場合 ・市県民税が給与または年金から天引きされていた場合</p>	<p>市民税課 個人市民税担当 078-918-5013 (西庁舎 1階①②番窓口)</p>
軽自動車税	<p>●<b>名義変更・廃車の手続き</b> 亡くなられた方の名義で軽自動車・原動機付自転車等の登録がある場合、所有者の名義を変更されるか、廃車の手続きが必要です。 【対象車種区分】 ・原動機付自転車(125cc以下) ・小型特殊自動車 ・ミニカー ※上記以外の二輪車、軽自動車(三輪以上)については、市役所で所定の手続きができません。 【持参するもの】 ・<u>名義変更の場合</u> 登録票(軽自動車税申告済証)、申請者の身分証明書 ・<u>廃車の場合</u> ナンバープレート、登録票(軽自動車税申告済証)、申請者の身分証明書</p>	<p>市民税課 法人・諸税担当 078-918-5014 (西庁舎 1階⑤番窓口)</p> <p>※二輪車(125cc超) 神戸運輸監理部 兵庫陸運部 050-5540-2066</p> <p>※軽自動車(三輪以上) 軽自動車検査協会 兵庫事務所 050-3816-1847</p>

(裏面へ続く)

項目	内容	担当窓口
口座振替	<p>●亡くなられた方名義の口座で市税を口座振替されている場合</p> <p>年度末で口座振替が停止され、翌年度以降は納付書払いとなります。</p> <p>※既にご登録口座を解約又は凍結済の場合は、納税課までご連絡ください。</p>	納税課 078-918-5016 (西庁舎2階)
	<p>●新たな口座で口座振替をご希望の場合</p> <p>新規のお申し込みが必要となります。</p> <p>【持参するもの】</p> <p>口座振替を希望する口座の通帳、印鑑（届出印）、キャッシュカード（お持ちの場合）</p> <p>※口座振替可能な金融機関は納税課にご確認ください。</p>	
納付相談	<p>●納付状況の確認、今後の納付に関するご相談</p> <p>亡くなられた方の納税通知書をご用意ください。</p> <p>※相続人の方に限ります</p>	納税課 078-918-5016 (西庁舎2階)

- ◆ご来庁の際は、来庁者の方の身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証等）をご持参ください。
- ◆項目ごとに手続内容が異なるため、手続が完了されていないものについては、亡くなられた方のお名前でご通知が送付される場合があります。

